

2高保体第839号  
令和2年12月9日

各県立学校長様

保健体育課長  
高等学校課長  
特別支援教育課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージ変更に基づいた  
対応について（令和2年12月9日時点）

日頃は、新型コロナウイルス感染症対策に基づき、適切なご対応をしていただきありがとうございます。

本日、本県の新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージが特別警戒に引き上げられたこと（別紙参照）に基づき、各県立学校においては、日々の児童生徒及び教職員の健康観察や、衛生管理マニュアルによる感染症防止行動の徹底を図っていただくようお願いします。特に特別支援学校においては、基礎疾患を有する児童生徒へのより慎重な対応が求められることから、必要に応じて主治医や学校医・指導医などの助言もいただき、適切な対応を行ってください。

また、令和2年12月3日付け高保体第808号通知により「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）」を高知市内の県立学校においては変更したところですが、下表のとおり、部活動についてもステージを引き上げることとします。

ただし、部活動の考え方（区分）の「II 部活動（一部制限）においては、公式戦へは参加しない」としていますが、下記期間において開催が予定されている公式戦等への出場については、学校長の判断により参加人数を制限するなど感染防止対策を徹底することにより認めることとします。

今後の感染状況によっては、さらにステージが引き上げられることも考えられますので、各県立学校においては、今後の教育活動を進めるための準備をよろしくお願いします。

記

〈期間〉 12月10日（木）から12月16日（水）までの1週間

〈区分の移行〉

	移行前	→	移行後
高知市内の県立学校	III 部活動（一部制限）	→	II 部活動（一部制限）
高知市以外の県立学校	IV 部活動（通常）	→	III 部活動（一部制限）

※ この期間の延長、または、部活動の考え方（区分）をさらに引き上げる場合にのみ、再度通知します。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課 小谷、中内（088-821-4900）

高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）

**県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）**  
**（学校において感染者を出さない、生徒を守る）**

県教委の考え方			部活動の考え方
IV 直近7日間において感染者が確認されていない	○開校	IV ☆部活動（通常） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・休日4時間まで（校長の許可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う</li> <li>・<u>時間を延長する場合</u>には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする</li> <li>なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染防止対策について、<u>顧問はより一層の注意を払うこととする</u></li> </ul>
III 直近7日間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている	○開校	高知市以外 III ☆部活動（一部制限） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は<u>慎重に検討する</u></li> <li>・県内における練習試合・公式戦への参加は、状況により<u>慎重に検討する</u></li> </ul>
II 直近7日間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている	○開校	高知市内 II ☆部活動（一部制限） ・平日1時間程度まで ・休日1時間程度まで ・活動日数は、状況により検討する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なるべく個人での活動とする</li> <li>・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は<u>行わない</u></li> <li>・県内における練習試合・公式戦へは<u>参加しない</u></li> </ul>
I 直近7日間において感染者が、日々連続して確認されている	○開校 ●休業	I ★部活動（禁止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や公共施設での活動は<u>不可とする</u></li> <li>・各自が自宅で自主練習とする</li> </ul>

\* 各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断

\* 部活動ガイドラインに準拠した活動とする。

\* 県外遠征（県の自粛要請の解除及び、行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する）

\* 原則として上表のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。なお、個別に判断する際は、部活動の実施は学校が開校している場合に限る。



- ◆三密の回避  
(密閉・密集・密接)



- ◆感染症対策の3つのポイント  
・感染源を絶つこと  
・感染経路を絶つこと  
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 生徒の怪我防止  
(徐々に強度や難易度を高める)
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、自宅で休養
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの着用（移動時、活動以外時等）



高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梼原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

\* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

# 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安

(令和2年12月9日時点)

判 断 指 標 ※1	ステージ	感染観察（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）	非常事態（紫）
	直近7日間の新規感染者数	0～3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上
	最大確保病床の占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上
対 応 方 針	共通事項	<input type="checkbox"/> 「新しい生活様式」等の実践 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的距離（1～2m）の確保</li> <li>・咳エチケット</li> <li>・こまめに換気</li> <li>・食事は大皿は避けて料理は個々に</li> <li>・テレワークやローテーション勤務</li> </ul> <input type="checkbox"/> 各店舗における適切な感染対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用</li> <li>・手洗いや手指消毒</li> <li>・公共交通機関では会話は控えめに</li> <li>・大声での会話や「歓杯・返杯」は避けて</li> <li>・オンライン会議の推奨</li> </ul>			
	国の分科会のステージ区分	I 散発的発生	II 漸増	III 急増	IV 爆発的拡大	
	外出	「3密」の徹底回避	ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施	
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施	
	会食	(共通事項に留意)	可能な範囲で規模縮小・時間短縮を	小規模グループかつ短時間で	家族以外での会食を控える	
	イベント等	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応)		開催・参加の再検討	開催・参加自粛	
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3				
	県立施設	開館		屋内施設の休館を検討	休館	
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

※1 判断指標については、①全療養者数（特別警戒：105人以上）、②最大確保病床の占有率、③直近7日間の新規感染者数、④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較、⑤感染経路不明割合（特別警戒：50%）、⑥PCR陽性率（特別警戒：10%以上）の6つの指標をもとにして、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。